

〈研究ノート〉

船史をめぐる考察②
—王辰爾からの系脈を見る—

泉 敬 史

1

『続日本紀』桓武天皇延暦九年秋七月辛巳条に図書頭従五位上兼東宮学士左兵衛佐伊豫守津連真道らによる改姓を願ひ出る上表文の記載があり、そこに船史に関する来歴を見ることができる。それによると真道らの本系は百済の貴須王より出ており、神功皇后摂政の年に渡来、応神・仁徳天皇に近侍した三代後に「長子味沙・仲子辰爾・季子麻呂」の三男をなして三氏に分かれ、2番目の辰爾の氏が船、つまり船史の祖となっている。この辰爾は『日本書紀』欽明紀十四年七月条に「蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾数録船賦即以王辰爾為船長。因賜姓為船史。今船連之先也。」とある王辰爾で、下文にある群臣・諸史の誰もが読み解けなかった高句麗からの烏の羽に認められた表文を見事に解説したエピソードは敏達紀元年五月条に詳しく記されている。

天皇執高麗表疏授大臣召聚諸史令読解之。是時諸史於三日内皆不能読。爰有船史祖王辰爾。能奉読釈。

この「諸史」とは下文には「東西諸史（ヤマトカワチノモロモロノフヒト）」とあり、東の大和と西の河内を本拠地とするいずれも渡来系の「史」のカバネを持つ氏族を指すが、「史」とは大和政権で文筆・記録を担当した職能者のことで、いわば漢語の専門家たちであった。辰爾も船「史」である以上これに含まれるが（加藤謙吉氏は船史の本拠地を河内国野中郷と推定されており、すると西諸史ということになる）、他の諸史にできない読解を彼は見事にやってのけたわけである。

由是天皇與大臣俱為讚美曰。勤乎辰爾。懿哉辰爾。汝若不愛於学。誰能読解。宜從今始近侍殿中。

辰爾はこの功績をもって天皇に近侍する立場を得た。同時にこれは、冒頭示した通り、二百年以上後の延暦年間に傍系（3姓に分かれた季子の麻呂が津連の祖にあたる）の後裔津連真道が改姓を願い出る際の拠所とする価値を持つ功績ともされた。

ところでこの高麗表疏であるが、その漢文が難解過ぎて諸史たちが読み解けなかったわけではない。これは烏の羽に書かれたいわば隠し文で、辰爾は漢文読解力だけではなく、黒い烏の羽に認められた隠し文を浮き上らせる技を身につけていたからこれを読訳することができた。

字隨羽黒既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣。以帛印羽。悉寫其字。朝庭悉異之。

彼は黒い羽に書かれて識字不能な表文を、羽を炊飯の湯気で蒸して白絹に押し当て、そこに文面を写し取って判読した。その場の者はみな驚きの目でこれを見た。

敏達紀元年条に見える高麗使節は、難船漂着して調の扱いに不備があり、その上大使が随行者とおぼしき賊により殺害されるという波乱含みのものとなった。また、大和朝廷が高麗との国交を成立させたばかりの時期でもあった。『三国史記』には新羅真興王二十三年（562）に加耶が降伏するとの記載があり、同年の欽明紀二十三年正月条にも新羅が任那の十国を併合するという記載がある。半島での勢力争いがいろいろと騒がしい時期に送られた高麗からの表文に朝廷の関心は相当に深かったはずで、それを無事読訳した辰爾の技量がより賞賛を集めたことは当然であろう。

汝等所習之業何故不就。汝等雖衆不及辰爾。

他の諸史たちはこう非難され、彼らに欠けた技量を辰爾が身につけていることが公認された。百済の滅亡から新羅による任那の併合、中国ではこの後隋が興り、やがて南朝陳を滅ぼして統一王朝となる。6世紀後半の東アジア国際情勢の大きな変動のさなかで、船史は氏族としての成り立ちを歴史に刻み始めた。辰爾に連なる船史の系脈はこうして始まったと『書紀』は記しているのである。

2

ところで、この「烏羽之表」にまつわる物語めいた記述は『懷風藻』の序文にも見ることができ、おそらくこれは、記述された8世紀当時であつてかなりもてはやされた逸話だったのであろう。しかしながら、これは史実ではあるまいとするのがほぼ定説となつて

いる。そうではあるが、にも拘らず史実として『書紀』等に残されたことはむしろ重く見るべきであろう。さらに、たとえ捏造された史実であったとしても、その中で何故わざわざ表文が隠し文とされたのか、それはおそらく部外者の容易な判読を防ぐための機密保持であり、これは同時に、正当な受信者たるかつての倭国側（今や日本国天皇側）にこれを読み解く技があるとの前提が国際社会でなされていたという暗示的な主張である。

その前提に応えた辰爾の判読は、国の面目を保つことにもなったが故に賞賛され、わが国の文化レベルの発展を証拠付けるものであったが故に流布され、その結果、辰爾に連なる出自を尊いと主張する歴史的根拠とも成り得たわけである。同時に、この快挙を為した主人公として、船史の祖たる辰爾がキャストイングされたことに、当時の船史が占めていた諸史の代表格的な立場を窺い知ることができよう。

ところで他の諸史に欠けていた技量とは何であったか。それはとりもなおさず先進の技術であり知識であったろう。ここで例示された隠し文を読み解くいわば暗号解読法もそのひとつで、何らかの方法で辰爾はそれらを得ており、その後立場を固めていった船史の面々も、自身と自家の立場存続のために同様のものを常に求め続けたはずである。そのために必要な方策やルートを発信源たる大陸に求め、その結果、船史という氏族が国際交流の動向を通じて歴史に現れることが多いという傾向を通底させたように思える。前述した通り、「烏羽の表」に関する論考は、これを王辰爾の卓抜した能力を示すための作文、文飾に過ぎないとするものが多い。「東西諸史」の中でも辰爾が最も高い地位にあることを理由づけするための説話であるという解釈である。その通りであったとしても、いま述べた、辰爾の評価を高めた理由が変わることはない。つまり、中国をはじめとする海の向こうの先進諸国（朝鮮半島の国々を「蕃国」と呼ぶ政治的な思惑とは裏腹な現実としての）から発信される諸事情に通じていることが有能な人材として評価されるという現実があったからこそ、このような「文飾」が成り立ったわけである。それに応えるためにも船史の目は海外に向けられ続けることになる。7世紀に入ってわが国はいわゆる遣唐使時代の幕を開ける。わが国朝廷は隋の煬帝に遣使して親書を送り、留学生四人と留学僧四人を送り込む。彼らは『国史』に名を残す最初の中国への留学者で、いずれも漢直（アヤノアタヒ）漢人（アヤヒト）新漢人（イマキノアヤヒト）奈羅（ナラ）といった渡来系氏族で占められていた。ここに始まる積極的な留学者の派遣開始は、船史にとって願ってもない、活躍の場と栄達のおもたす新たな時代の幕開けにつながったに違いない。大和政権の政界図には多くの渡来系氏族を見出すことができるが、奈良時代を通じて用意され続けた国際社会や外交といった檣舞台で、船史が演じた役柄には目を引かれるものがある。もちろん、歴史に書き残されなかった多くの配役が他にもあっただろうことは言うまでもないが、時に生き

生きとした脈動までもを今に伝える船史の役者ぶりは、多くの渡来系氏族の中でも群を抜く。船史という氏族が演じた役柄を通じて、わが国が当時繰り広げていた国際交流の一端を探っていくことが本論考に一貫させたい狙いである。

3

『六国史』に見える船史の系脈を辰爾から追っていくと以下のようになる。

王辰爾・船史牛

- ： 1 欽明十四年（553）七月・蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾，数録船賦。即以王辰爾為船長。因賜姓為船史。今般連之先也。
- 2 同三十年（569）正月・量置田部其来尚矣。年甫十余脱籍免課者衆。宜遣胆津（胆津者。王辰爾之甥也。）檢定白猪田部丁籍。
- 3 敏達元年（572）五月・丙辰。天皇執高麗表疏授於大臣。召聚諸史，令讀解之。是時諸史於三日內皆不能讀。爰有船史祖王辰爾。能奉讀釈。由是天皇與大臣俱為讚美曰。勤乎辰爾。懿哉辰爾。汝若不愛於学。誰能讀解。宜從今始近侍殿中。既而詔東西諸史曰。汝等所習之業何故不就。汝等雖衆不及辰爾。又高麗上表疏書于烏羽。字隨羽黑既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣。以帛印羽。悉寫其字。朝庭悉異之。
- 4 同三年（574）十月戊戌。詔。船史王辰爾弟牛賜姓為津史。

船史王平

- ： 5 推古十六年（608）六月・壬寅朔丙辰。客等泊于難波津。是日。以飭船卅艘迎客等于江口。安置新館。於是。以中臣宮地連摩呂。大河内直糠手船史王平為掌客。爰妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以書授臣。然經過百濟国之日。百濟人探以掠取。是以不得上。於是群臣議之曰。夫使人雖死之不失旨。是使矣。何怠之失大国之書哉。則坐流刑。時天皇勅之曰。妹子雖有失書之罪。輒不可罪。其大國客等聞之亦不良。乃赦之不坐也。

- 船史龍： 6 推古十七年（609）四月・丁酉朔庚子。筑紫大宰奏上言。百濟僧道欣。惠彌為首一十人。俗人七十五人。泊于肥後国葦北津。是時。遣難波吉士德摩呂。船史龍以問之曰。何來也。對曰。百濟王命以遣於吳国。其国有乱不得入。更返於本郷。忽逢暴風漂蕩海中。然有大幸而泊于聖帝之辺境。以歡喜。
- 7 同五月・丁卯朔壬午。德摩呂等復奏之。則返德摩呂。竜二人。而副百濟人等送本國。至于對馬以道人等十一。皆請之欲留。乃上表而留之。因令住元興寺。

船史惠尺・船氏惠釈・道照

：8 皇極四年（645）六月・己酉，蘇我臣蝦夷等臨誅。悉燒天皇記。国記。珍宝。
船史惠尺即疾取所燒国記而奉獻中大兄。

9 文武四年（700）三月・三月己未。道照和尚物化。天皇甚悼惜之。遣使弔即賻之。和尚河内国丹比郡人也。俗姓船連。父惠釈少錦下。和尚戒行不欠。尤尚忍行。嘗弟子欲究其性。窃穿便器。漏汚被褥。和尚乃微笑曰。放蕩小子汚人之床。竟無復一言焉。初孝德天皇白雉四年。隨使入唐。適遇玄奘三藏。師受業焉。三藏特愛。令住同房。謂曰。吾昔往西域。在路飢乏。無村可乞。忽有一沙門。手持梨子。与吾食之。吾自啖後氣力日健。今汝是持梨沙門也。又謂曰。經論深妙不能究竟。不如学禪流傳東土。和尚奉教。始習禪定。所悟稍多。於後隨使歸朝。臨訣。三藏以所持舍利經論。咸授和尚而曰。人能弘道。今以斯文附屬。又授一鑑子曰。吾從西域自所將來。煎物養病。無不神驗。於是和尚拜謝。啼泣而辭。及至登州。使人多病。和尚出鑑子。暖水煮粥。遍与病徒。当日即差。既解纜順風而去。比至海中。船漂蕩不進者七日七夜。諸人怪曰。風勢快好。計日必到本国。船不肯行。計必有意。卜人曰。龍王欲得鑑子。和上聞之曰。鑑子此是三藏之所施者也。龍王何敢索之。諸人皆曰。今惜鑑子不与。恐合船為魚食。因取鑑子拋入海中。登時船進還歸本朝。於元興寺東南隅。別建禪院而住焉。于時天下行業之徒。從和尚学禪焉。於後周遊天下。路傍穿井。諸津濟處。儲船造橋。乃山背国宇治橋。和尚之所創造者也。和尚周遊凡十有余載。有勅請還止住禪院。坐禪如故。或三日一起。或七日一起。儻忽香氣從房出。諸弟子驚怪。就而謁和尚。端坐繩床。無有氣息。時年七十有二。弟子等奉遺教。火葬於粟原。天下火葬從此而始也。世伝云。火葬畢。親族与弟子相争。欲取和上骨斂之。飄風忽起。吹颺灰骨。終不知其處。時人異焉。後遷都平城也。和尚弟及弟子等奏聞。徙建禪院於新京。今平城右京禪院是也。此院多有經論。書迹楷好。並不錯誤。皆和上之所將來者也。

船史：10 天武十二年（683）十月・冬十月乙卯朔己未，三宅吉士。草壁吉士。伯耆造。船史。老伎史。娑羅々馬飼造。菟野馬飼造。吉野首。紀酒人直。采女造。阿直史。高市縣主。磯城縣主。鏡作造。并十四氏，賜姓日連。

11 天平宝字二年（758）六月・乙丑。大和国葛上郡人從八位上桑原史年足等男女九十六人。近江国神埼郡人正八位下桑原史人勝等男女一千一百五十五人同言曰。伏奉去天平勝宝九歲五月廿六日勅書。内大臣。太政大臣之名不得稱者。今年足人勝等先祖後漢苗裔鄧言興并帝利等。於難波高津宮御宇天皇之

世。転自高麗。帰化聖境。本是同祖。今分数姓。望請。依勅一改史字。因蒙同姓。於是。桑原史。大友桑原史。大友史。大友部史。桑原史戸。史戸六氏同賜桑原直姓。船史船直姓。

船連秦（甚）勝

- ：12 文武四年（700）八月・丁卯。赦天下。但十惡盜人不在赦限。高年賜物。又依巡察使奏狀。諸国司等。隨其治能。進階賜封各有差。阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行並授正広參。因幡守勤大壹船連秦勝封卅戸。遠江守勤広壹漆部造道麻呂廿戸。並褒善政也。
- 13 慶雲二年（705）十二月・癸酉。無位山前王授從四位下。丹波王。阿刀王並從五位下。正六位上三国真人人足。藤原朝臣武智麻呂。正六位下多治比真人夜部。佐味朝臣笠麻呂。藤原朝臣房前。從六位上中臣朝臣石木。狛朝臣秋麻呂。坂本朝臣阿曾麻呂。多治比真人縣守。阿倍朝臣安麻呂。從六位下波多朝臣広麻呂。佐伯宿禰男。阿倍朝臣真君。田口朝臣広麻呂。巨勢朝臣子祖父。紀朝臣男人。正七位上大伴宿禰大沼田。正六位上坂合部宿禰三田麻呂。從六位下縣犬養宿禰筑紫。正六位上坂上忌寸忍熊。船連秦勝。從六位下美努連淨麻呂並從五位下。是日。新羅使金儒吉等入京。
- 14 和銅二年（709）三月・庚辰。初置造雜物法用司。以從五位上采女朝臣枚夫。多治比真人三宅麻呂。從五位下舟連甚勝。笠朝臣吉麻呂為之。
- 15 同七年（714）正月・甲子。授正四位下多治比真人池守從三位。無位河内王從四位下。無位桜井王。大伴王。佐為王並從五位下。從四位下大神朝臣安麻呂從四位上。正五位上石川朝臣石足。石川朝臣難波麻呂。忌部宿禰子首。正五位下阿倍朝臣首名。從五位上阿倍朝臣余閑並從四位下。從五位上船連甚勝正五位下。正六位上春日掠首老。正六位下引田朝臣真人。小治田朝臣豐足。山上臣憶良。荊義善。吉宜。息長真人臣足。高向朝臣大足。從六位上大伴宿禰山守。菅生朝臣国益。太宅朝臣大國。從六位下粟田朝臣人上。津嶋朝臣真鎌。波多真人余射。正七位上津守連道並從五位下。
- 16 靈龜二年（716）四月・壬申。以從四位下大野王為彈正尹。從五位上坂本朝臣阿曾麻呂為參河守。從五位下高向朝臣大足為下総守。從五位下榎井朝臣広國為丹波守。從五位下山上臣憶良為伯耆守。正五位下船連秦勝為出雲守。從五位下巨勢朝臣安麻呂為備後守。從五位下当麻真人大名為伊予守。

船連大魚

- ：17 養老五年（721）正月・庚午。詔從五位上佐為王。從五位下伊部王。正五位上

紀朝臣男人。日下部宿禰老。從五位上山田史三方。從五位下山上臣憶良。朝來直賀須夜。紀朝臣清人。正六位上越智直広江。船連大魚。山口忌寸田主。正六位下楽浪河内。從六位下大宅朝臣兼麻呂。正七位上土師宿禰百村。從七位下塩家連吉麻呂。刀利宣令等。退朝之後。令侍東宮焉。

- 18 同七年（723）正月・七年春正月丙子。天皇御中宮。授從三位多治比真人池守正三位。正四位下阿倍朝臣広庭。正四位下息長王並正四位上。從四位上六人部王正四位下。從四位下大石王從四位上。無位栗栖王。三嶋王。春日王並從四位下。正五位下葛木王正五位上。無位志努太王從五位下。從四位上阿倍朝臣首名。石川朝臣石足。百濟王南典並四位下。正五位上大伴宿禰道足。紀朝臣男人並從四位下。正五位下阿倍朝臣船守。從五位上調連淡海並正五位上。從五位上鴨朝臣堅麻呂正五位下。從五位下引田朝臣真人。路真人麻呂。紀朝臣清人。大伴宿禰祖父麻呂。土師宿禰豊麻呂。津守連通並從五位上。正六位上引田朝臣秋庭。河辺朝臣智麻呂。紀朝臣猪養。波多真人足嶋。阿曇宿禰坂持。布勢朝臣国足。息長真人麻呂。角朝臣家主。高橋朝臣嶋主。平群朝臣豊麻呂。石川朝臣樽。中臣朝臣広見。石川朝臣麻呂。余仁軍。正六位下船連大魚。河内忌寸人足。丸連男事。志我閑連阿弥太。越智直広江。堅部使主石前。高金蔵。高志連惠我麻呂並從五位下。又授夫人藤原朝臣宮子從二位。日下女王。広背女王。粟田女王。六人部女王。星河女王。海上女王。智努女王。葛野女王並從四位下。他田舍人直刀自売正五位上。太宅朝臣諸姉。薩妙觀並從五位上。大春日朝臣家主從五位下。

- 船連薬：19 天平三年（731）正月・丙子。授正三位大伴宿禰旅人從二位。從四位下門部王。春日王。佐為王並從四位上。正五位上桜井王從四位下。從五位下大井王從五位上。從四位下多治比真人広成。紀朝臣男人。大野朝臣東人並從四位上。正五位上大伴宿禰祖父麻呂從四位下。正五位下中臣朝臣広見正五位上。從五位上石上朝臣勝雄。平群朝臣豊麻呂。小野朝臣老。從五位下石川朝臣比良夫並正五位下。從五位下波多真人繼手。久米朝臣麻呂。石川朝臣夫子。高橋朝臣嶋主。村国連志我麻呂並從五位上。外從五位下巨勢朝臣奈氏麻呂。津嶋朝臣家道。正六位上石川朝臣加美。大伴宿禰兄麻呂並從五位下。正六位上息長真人名代。当麻真人広人。巨曾倍朝臣足人。紀朝臣多麻呂。引田朝臣虫麻呂。巨勢朝臣又兄。大伴宿禰御助。佐伯宿禰人足。佐味朝臣足人。佐伯宿禰伊益。土師宿禰千村。箭集宿禰虫麻呂。物部韓国連広足。船連薬。難波連吉成。田辺史広足。葛井連広成。高丘連河内。秦忌寸朝元並外從五位下。

船連吉麻呂

: 20 天平十八年（746）四月・癸卯。授正四位上藤原朝臣仲麻呂從三位。正四位下智努王正四位上。從四位上三原王正四位下。從四位下諱從四位上。從五位下小田王從五位上。無位額田部王。伊香王。山村王並從五位下。從四位上石上朝臣乙麻呂正四位下。從四位下紀朝臣麻呂從四位上。正五位上多治比真人占部。阿倍朝臣沙弥麻呂。藤原朝臣清河。正五位下大伴宿禰兄麻呂並從四位下。正五位下石川朝臣年足正五位上。從五位上多治比真人國人正五位下。從五位下粟田朝臣馬養從五位上。外從五位下大伴宿禰麻呂。田口朝臣三田次。為奈真人馬養。粟田朝臣堅石。当麻真人広名。紀朝臣可比佐。大伴宿禰三中。大伴宿禰名負。大伴宿禰百世。路真人宮守。引田朝臣虫麻呂。下毛野朝臣稻麻呂。太朝臣德足。路真人野上。車持朝臣國人。高橋朝臣國足。鴨朝臣石角。穗積朝臣老人。布勢朝臣多禰。大伴宿禰犬養。笠朝臣養麻呂。小野朝臣東人。小野朝臣綱手。紀朝臣必登。鴨朝臣角足。正六位下藤原朝臣宿奈麻呂。正六位上阿倍朝臣毛人。波多朝臣足人。佐伯宿禰浜足。坂合部宿禰金綱。采女朝臣人。阿曇宿禰大足。中臣朝臣益人。縣犬養宿禰古麻呂。正六位下巨勢朝臣君成。正六位上大神朝臣麻呂。佐伯宿禰全成。大養德忌寸佐留並從五位下。正六位上津史馬人。大鳥連大麻呂。船連吉麻呂。土師宿禰牛勝。壬生使主宇太麻呂。中臣丸連張弓。出雲臣屋麻呂。清原連清道並外從五位下。

船連夫子

: 21 天平勝宝六年（754）十一月・辛未。大唐學問生無位船連夫子授外從五位下。辭而不受。以出家故也。

船 氏 : 22 天平宝字二年（758）八月・丙寅。外從五位下津史秋主等卅四人言。船。葛井。津。本是一祖。別為三氏。其二氏者蒙連姓訖。唯秋主等未霑改姓。請改史字。於是賜姓津連。

23 宝龜元年（770）3月・辛卯。葛井。船。津。文。武生。藏六氏男女二百卅人供奉歌垣。

24 延曆十八年（799）三月・丁巳。正四位下行左大辨兼右衛士督皇太子學士伊勢守菅野朝臣真道等言。己等先祖。葛井。船。津。三氏墓地。在河內國丹比郡野中寺以南。名曰寺山。子孫相守。累世不侵。而今樵夫成市。採伐冢樹。先祖幽魂。永失所歸。伏請依舊令禁。許之。

船連小（男）楫

：25 天平宝字六年（762）正月・癸未。帝臨軒。授三品船親王二品。正四位上紀朝臣飯麻呂從三位。無位榎本王從四位下。荻田王從五位下。正五位上粟田朝臣奈勢麻呂。中臣朝臣清麻呂。石川朝臣豐成並從四位下。從五位上阿倍朝臣子嶋正五位下。從五位下石川朝臣人成。巨勢朝臣淨成並從五位上。正六位上息長丹生真人国嶋。路真人鷹養。中臣朝臣伊加麻呂。阿倍朝臣小路。阿倍朝臣息道。石上朝臣奧繼。大伴宿禰田麻呂並從五位下。正六位上守部垣麻呂。船連小楫並外從五位下。

26 同八年（764）正月・己未。以正五位下山村王為少納言。從五位下阿倍朝臣子路為左少弁。内藏助外從五位下高丘連比良麻呂為兼大外記。外從五位下麻田連金生為左大史。從五位下大伴宿禰潔足為礼部少輔。正五位下紀朝臣伊保為仁部大輔。從五位上多治比真人木人為主計頭。外從五位下葛井連立足為助。從五位下甘南備真人伊香為主稅頭。外從五位下船連男楫為助。從五位下路真人鷹甘為兵馬正。從五位下小治田朝臣水内為大炊頭。正五位下久世王為木工頭。從五位下穗積朝臣小東人為助。從五位下掃守王為典藥頭。從五位下粟田朝臣黑麻呂為左京亮。外從五位下蜜奚野為西市正。正四位下吉備朝臣真備為造東大寺長官。正五位下百濟朝臣足人為授刀佐。從四位下仲真人石伴為左勇士率。從五位下大原真人宿奈麻呂為左虎賁翼。從五位下藤原惠美朝臣薩雄為右虎賁率。正五位上日下部宿禰子麻呂為山背守。從五位下大伴宿禰伯麻呂為伊豆守。從五位上粟田朝臣人成為相摸守。從五位上上毛野公広浜為近江介。從五位下藤原惠美朝臣執棹為美濃守。外從五位下池原公禾守為介。從五位下藤原朝臣繼繩為信濃守。從五位下田口朝臣大万戸為上野介。從五位下上毛野朝臣馬長為出羽介。從五位下藤原惠美朝臣辛加知為越前守。外從五位下村国連虫麻呂為介。從五位上高円朝臣広世為播磨守。從五位下藤原朝臣藏下麻呂為備前守。外從五位下葛井連根主為備中介。從四位下上道朝臣正道為備後守。從五位下石川朝臣氏人為周防守。從五位下小野朝臣小贄為紀伊守。從四位上佐伯宿禰毛人為大宰大貳。從五位上石上朝臣宅嗣為少貳。從四位下佐伯宿禰今毛人為營城監。從五位下佐味朝臣伊与麻呂為豐前守。從五位上大伴宿禰家持為薩摩守。

船連腰佩

：27 天平宝字八年（764）九月・丁未。授無位真立王從五位下。從四位上石川朝臣豐成正四位下。從五位下安倍朝臣息道正五位上。從五位下津連秋主。正六位

上石川朝臣垣守並從五位上。正六位上船連腰佩。社吉志酒人並外從五位下。

船連庭足

- : 28 神護景雲元年（767）正月・己巳。御東院。詔曰。今見諸王。年老者衆。其中或勤勞可優。或朕情所憐。故隨其狀。並賜爵級。宜告衆諸令知此意焉。無位依智王。篠嶋王。広河王。浄水王。名方王。調使王。飯野王。鴨王。壹志濃王。田中王。八上王。津守王。名草王。春階王。中村王。池原王。積殖王。高倉王。磯部王。長尾王。浄名王並授從五位下。從五位上百濟王理伯正五位上。外正五位下大原連家主。外從五位下池原公禾守。正六位上弓削御淨朝臣広方。大野朝臣石本。文屋真人忍坂麻呂。三嶋真人嶋麻呂。藤原朝臣雄依。藤原朝臣長道。石川朝臣真人。石川朝臣名繼。石上朝臣真足。大原真人年繼。石川朝臣人麻呂。巨勢朝臣苗麻呂。当麻真人永嗣。從六位上安倍朝臣草麻呂。正六位上佐伯宿禰家主。川辺朝臣東人。吉備朝臣真事。笠朝臣乙麻呂並從五位下。正六位上林連雜物。船連庭足。堅部使主人主。從六位上昆解沙弥麻呂。正六位上高屋連赤麻呂。秦忌寸蓑守。品治部公嶋麻呂。難破連足人並外從五位下。從四位下藤原朝臣家子正四位下。

船連浄足・東人・虫麻呂

- : 29 宝龜元年（770）四月・丁酉。詔造由義寺塔諸司人及雜工等九十五人。隨勞輕重。加賜位階。正六位上船連浄足。東人。虫麻呂三人。族中長老。率奉歌垣。並授外從五位下。以東人為撰津大進。又授正六位上土師宿禰和麻呂外從五位下。

船連住麻呂

- : 30 宝龜十年（779）正月・甲子。授正四位上藤原朝臣是公從三位。正五位下三方王從四位下。從五位下飯野王從五位上。正六位上塩屋王從五位下。正五位下豊野真人奄智正五位上。從五位上安倍朝臣東人。百濟王利善。巨勢朝臣苗麻呂並正五位下。從五位下安倍朝臣常嶋。大中臣朝臣繼麻呂。安倍朝臣家麻呂。紀朝臣真乙並從五位上。從六位上当麻人千嶋。正六位上多治比真人年持。田中朝臣飯麻呂。中臣朝臣松成。大伴宿禰中主。大神朝臣三友。甘南備真人豊次。縣犬養宿禰堅魚麻呂。紀朝臣白麻呂。采女朝臣宅守。石川朝臣美奈伎麻呂。藤原朝臣弓主並從五位下。正六位上和連諸乙。葛井連根道。船連住麻呂。土師宿禰古人並外從五位下。

- 31 同十一年（780）三月・壬午。從五位下藤原朝臣真友為少納言。從五位下石城王為縫殿頭。從五位下高倉朝臣殿嗣為治部少輔。從五位上石川朝臣清麻呂為

民部大輔。從五位下多治比真人繼兄為少輔。外從五位下柴井宿禰道形為主計助。從五位下豊国真人船城為大藏少輔。從五位上參河王為大膳大夫。外從五位下船連住麻呂為官奴正。從五位下大伴宿禰弟麻呂為衛門佐。從五位下藤原朝臣宗繼為伊勢介。外從五位下陽侯忌寸玲璆為尾張介。外從五位下葛井連根道為伊豆守。陰陽頭天文博士從五位上山上朝臣船主為兼甲斐守。從五位下藤原朝臣長川為相摸守。從五位上藤原朝臣刷雄為上総守。左京大夫正五位下藤原朝臣種繼為兼下総守。外從五位下上村主虫麻呂為能登守。從五位下紀朝臣作良為丹波介。從五位下阿倍朝臣謂奈麻呂為但馬介。從五位下紀朝臣白麻呂為因幡介。從五位下大伴宿禰繼人為伯耆守。中衛中將内廐頭正四位上道嶋宿禰嶋足為兼播磨守。正五位下山辺王為備前守。從五位下紀朝臣真子為備後守。從五位下田中朝臣飯麻呂為筑後守。從五位下紀朝臣巨門守為肥前守。從五位下小野朝臣滋野為豊前守。外從五位下陽侯忌寸人麻呂為介。

船連田口

- : 32 天応元年（781）四月癸卯。天皇御大極殿。（中略）授四品稗田親王三品。從三位石上大朝臣宅嗣。藤原朝臣田麻呂。藤原朝臣是公並正三位。從四位下杵志濃王從四位上。從五位下石城王從五位上。無位浅井王從五位下。正四位下大伴宿禰伯麻呂。大伴宿禰家持。佐伯宿禰今毛人。坂上大忌寸苺田麻呂並正四位上。從四位下石川朝臣名足。藤原朝臣雄依。大中臣朝臣子老。藤原朝臣鷹取。紀朝臣船守。藤原朝臣種繼並從四位上。正五位上豊野真人奄智。安倍朝臣東人。佐伯宿禰久良麻呂並從四位下。正五位下百濟王利善正五位上。從五位上柴井宿禰蓑麻呂。紀朝臣犬養。山上朝臣船主並正五位下。從五位下多治比真人人足從五位上。外正五位下吉田連古麻呂。正六位上石川朝臣公足。紀朝臣千世。大中臣朝臣安遊麻呂。安倍朝臣木屋麻呂並從五位下。外從五位下河内連三立麻呂外從五位上。正六位上船連田口。和史国守。伊勢朝臣水通。武生連鳥守。上毛野公薩摩。土師宿禰道長。正七位上物部多芸宿禰国足並外從五位下。
- 33 延暦三年（784）五月・丙戌。勅遣中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂。從三位藤原朝臣種繼。左大弁從三位佐伯宿禰今毛人。參議近衛中將正四位上紀朝臣船守。參議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老。右衛士督正四位上坂上大忌寸苺田麻呂。衛門督從四位上佐伯宿禰久良麻呂。陰陽助外從五位下船連田口等於山背国。相乙訓郡長岡村之地。為遷都也。

船連稻船

- : 34 延曆三年（784）正月・己卯。宴五位已上。授無位小倉王。石浦王並從五位下。從四位下多治比真人長野。紀朝臣家守並從四位上。正五位下紀朝臣鱈麻呂正五位上。從五位下大中臣朝臣諸魚從五位上。外從五位下和朝臣國守。安都宿禰真足。正六位上文室真人真屋麻呂。藤原朝臣真作。大伴宿禰永主。大原真人越智麻呂。和朝臣三具足。石川朝臣魚麻呂。巨勢朝臣家成。大春日朝臣諸公。安倍朝臣広津麻呂。坂本朝臣大足。田口朝臣清麻呂。笠朝臣小宗。三方宿禰広名。紀朝臣兄原。佐伯宿禰老並從五位下。正六位上下道朝臣長人。丹比宿禰稻長。船連稻船。秦忌寸長足並外從五位下。宴訖賜祿各有差。
- 35 同四月・庚午。以從五位下紀朝臣作良為右少弁。外從五位下船連稻船為主計助。從五位下安倍朝臣真黑麻呂為宮内少輔。

船 連・船連今道

- : 36 延曆九年（790）七月・秋七月辛巳。左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞。治部少輔從五位下百濟王元信。中衛少將從五位下百濟王忠信。圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守津連真道等上表言。真道等本系出自百濟國貴須王。貴須王者百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者。日神降靈。奄扶余而開國。天帝授籙。惣諸韓而稱王。降及近肖古王。遙慕聖化。始聘貴國。是則神功皇后攝政之年也。其後輕嶋豐明朝御宇心神天皇。命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟搜聘有識者。國主貴須王恭奉使旨。擇採宗族。遣其孫辰孫王（一名智宗王）隨使入朝。天皇嘉焉。特加寵命。以為皇太子之師矣。於是。始傳書籍。大闡儒風。文教之興。誠在於此。難波高津朝御宇仁德天皇。以辰孫王長子太阿郎王為近侍。太阿郎王子亥陽君。亥陽君子午定君。午定君生三男。長子味沙。仲子辰爾。季子麻呂。從此而別始為三姓。各因所職以命氏焉。葛井。船。津連等即是也。逮于他田朝御宇敏達天皇御世。高麗國遣使上鳥羽之表。群臣諸史莫之能讀。而辰爾進取其表。能讀巧寫。詳奏表文。天皇嘉其篤學。深加賞歎。詔曰。勤乎懿哉。汝若不愛學。誰能解讀。宜從今始近侍殿中。既而又詔東西諸史曰。汝等雖衆。不及辰爾。斯並國史家牒。詳載其事矣。伏惟。皇朝則天布化。稽古垂風。弘澤浹乎群方。觀政覃於品彙。故能修廢繼絕。萬姓仰而賴慶。正名弃物。四海歸而得宜。凡有懷生。莫不抃躍。真道等先祖。委質聖朝。年代深遠。家傳文雅之業。族掌西庠之職。真道等生逢昌運。預沐天恩。伏望。改換連姓。蒙賜朝臣。於是。勅因居賜姓菅野朝臣。

37 同十年（791）正月・癸酉。春宮亮正五位下葛井連道依。主税大属從六位下船連今道等言。葛井。船。津連等。本出一祖。別為三氏。而今津連等幸遇昌運。先賜朝臣。而道依今道等猶滯連姓。方今聖主照臨。在幽尽燭。至化潛運。稟氣婦仁。伏望。同沐天恩。共蒙改姓。詔許之。道依等八人賜姓宿禰。今道等八人因居賜宮原宿禰。又對馬守正六位上津連吉道等十人賜宿禰。少外記津連巨都雄等兄弟姊妹七人。因居賜中科宿禰。

船連志賀

: 38 延曆二十四年（795）八月・癸卯。從五位下川原女王。上道朝臣千若授正五位下。正六位上安太女王。賀茂每臣□女。從六位上縣犬養宿禰淨濱。丈尼或圖從五位下。正六位下小槻連濱名。服部三船。凡直古刀自。從六位上朝野宿禰宅成。從六位下船連志賀。從七位上勝部造眞上。因幡國造苗取。正八位上平群黑蟲。從八位下田邊史東女外從五位下。

船連助道・貞直

: 39 貞觀五年（863）八月・九日己巳。右京人從五位下行皇太后宮大進御船宿禰彦主。從五位下行助教兼備後權介御船宿禰佐世。內藏少屬正七位上御船宿禰氏柄。散位從七位上船連助道等男女六人。賜姓菅野朝臣。河內國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連貞直賜姓御船宿禰。彦主等之先。出自百濟國貴須王也。

船連副使麻呂・道照

: 40 貞觀五年（863）八月・七日丁卯。釋奠如常。直講從七位下船連副使麻呂講禮記。并文章生等賦詩。

41 同九年（867）正月・七日戊申。天皇御紫震殿。觀青馬。賜宴群臣。賜祿各有差。授无品惟彦親王四品。從三位守權大納言左近衛大將藤原朝臣氏宗正三位。從四位下行攝津守忠貞王從四位上。无位基世王從四位下。從五位下行內膳正連扶王。少納言兼侍從久須繼王並從五位上。散位正六位上弘道王從五位下。神祇伯從四位下中臣朝臣逸志從四位上。左近衛少將正五位下兼行近江權介源朝臣舒。右衛門權佐兼攝津權守藤原朝臣廣基並從四位下。從五位上行兵部少輔源朝臣直。主殿頭兼行讚岐權介當麻真人鴨繼並正五位下。散位從五位下多治真人河雄。橘朝臣春成。小野朝臣春枝。勘解由次官兼行博士家原宿禰氏主。式部權少輔高向朝臣公輔。右兵衛權佐藤原朝臣國經。左近衛權少將兼行伊豫介文室朝臣卷雄等並從五位上。散位外從五位下山口宿禰稻床。菅野朝臣高松。三善宿禰清江。直講菟田首安雄。正六位上源朝臣建。貞朝臣登。左

近衛將平朝臣正範。式部大藤原朝臣春景。中物藤原朝行直。大內記小野朝臣後生。左衛門大尉良岑朝臣晨直。藤原朝臣生丘。兵部大藤原朝臣安嶺。右衛門大尉橘朝臣博覽。豐前權介藤原朝臣仲直。右近衛將上毛野朝臣上長。散位橘朝臣氏繼。大外記伴宿祢興門。治部大安部朝臣興氏。近江少掾上毛野朝臣藤野等並從五位下。左大史正六位上和氣朝臣時雄。左近衛將道嶋宿祢村嶋。直講船連副使麿。侍醫藏人貞野。散位難波朝臣實得。曆博士家原宿祢好。皇太后宮宮主直千世麿等並外從五位下。

- 42 同十一月（869）廿日乙卯。修新嘗「會」祭於神嘉殿。天皇齋居內殿。遣親王公卿行事。左京人從五位下行直講荊田首安雄賜姓紀朝臣。安雄自言。武內宿祢之裔也。外從五位下行侍醫藏人眞野賜姓坂上宿祢。後漢孝靈帝之後也。太政大臣家少從正六位下日置造久米麿賜姓名菅原朝臣業利。二品式部卿忠良親王家令正六位上土師宿祢益雄。掃部權大屬從六位下土師宿祢諸澄。伊勢權少目正六位上土師宿祢豐雄等。賜姓菅原朝臣。並阿往宿祢之後也。河內國丹比郡人外從五位下行直講船連副使麿。改本居隸右京。

- 43 同十三年（871）十月·廿一日癸亥。應天門火災之後。修復既訖。令明經文章等博士。議應天門可改名歟。又名應天門。其義何據。又朱雀羅城等門。名義如何。從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言。宮殿城門等火災之後。更改其名者。兩漢以上未必有此事。但魏明帝青龍二年四月。崇華殿災。延于南閣。繕復之後。至三年七月。此殿又災。高堂隆以爲。不可更爲營造。帝不從。遂復崇華「嚴」殿。曰九龍殿。唐玄宗天寶二年東京應天門災。延燒至左右延福門。十一月應天門成。改曰乾天門。本朝制度。多擬唐家。凡天災人火。其名雖異。愆而論之。皆是非國之休徵。然則修復之後。除其舊號。更制嘉名。不亦宜哉。又洛都宮城門。是謂應天門。案禮含文嘉曰。陽順人心應於天。然則應天之名。蓋取諸此乎。又長安南面皇城門。是謂朱雀門。又大明宮南面五門正南。曰丹鳳門。夫丹鳳朱雀。其義是一。然則以其在南方。故謂之朱雀乎。又稱羅城門者。是周之國門。唐之京城門。西都謂之明德門。東都謂之定鼎門。今謂之羅城門。其義未詳。但大唐六典注云。自大明宮。夾東羅城複道。經通化門磴道。而入興慶宮焉。今案其文勢。蓋此羅列之意乎。從五位上行大學博士兼越前權介菅野朝臣佐世。從五位下行助教善淵朝臣永貞。外從五位下船連副使麻呂等議言。定二年左傳云。夏五月壬辰。雉門及兩觀災。冬十月新作雉門及兩觀。毛詩云。廼立臯門。臯門有伉。廼立應門。應門將々。諸侯之宮外門曰臯門。朝門曰應門。內有路門。天子之宮加以庫雉也。

正義云。魯有庫門雉門。明堂位云。庫門天子臯門。雉門天子應門。是則名之曰庫雉。制之如臯應。魯以周公之故。成王特衰之。使制二兼四。則其餘諸侯不然矣。与群臣決事之朝。在應門之内。故以應門爲朝門也。揜件等文。魯有三門庫雉路。兼天子五門臯庫雉應路。然則彼魯三門。与本朝三門。其義相當。即雉魯之天災。猶不改名。今此應天門。既是人火。仍舊謂之。何必更改。但名曰應天。朱雀羅城之義。經典无見焉。

- 44 同十八年（876）四月・十一日戊午。追禁前丹波守從五位上安倍朝臣房上。從五位下笠朝臣弘興。以有疑行火也。詔召問明經紀傳博士等曰。大極殿災。皇帝廢朝以否。及群臣從政如何。從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞。從五位下行助教船連副使麻呂。善淵朝臣廣岑。直講正六位上美努連清名。小野朝臣當岑等言。礼記檀弓曰。有焚其先入之室。則三日哭。故曰。新宮火又三日哭。左氏傳曰。昭十八年五月壬午。宋衛陳鄭。三日哭。國不市。依此言之。天災人火。皆三日哭。是憂感火災若喪之意也。既曰三日哭。何得在正寢聽政。又春秋之義。國有災異。則君親素衣縞冠。帥群臣而哭之。然則公卿從事。隨而可知。大學頭從五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄。文章博士從五位下兼行大内記越前權介都宿祢良香等言。春秋穀梁傳。新宮灾三日哭。新宮者何。祢宮也。三日哭。哀也。其哀。礼也。又漢武帝建元六年四月。高園便殿火。帝素服五日。昭帝元鳳四年五月。孝文廟正殿火。帝及群臣皆素服。又漢武帝元封六年十一月。栢梁臺灾。成帝永始四年四月。長樂宮。臨華殿。未央宮。東司馬門皆灾。後漢順帝永和元年十月。承福殿火。魏明帝青竜二年四月。崇華殿灾。晋武帝大康十年四月崇賢殿灾。梁武帝普通二年五月殿火。延燒後宮屋三千間。據此等文。國廟火灾。必有素服盡「礼」哀之礼。至如宮殿之灾。無有變服廢朝之文。但春秋昭十八年左氏傳曰。五月宋衛陳鄭皆火。三日哭。國不市。蒐苑曰。魏文侯御廩灾。素服避正殿五日。群臣皆素服而哭。謹案。古之諸侯。有如此之灾者。或有變服致哭之義。今折中而論之。宜三日廢朝。皇帝及群臣不變常服。唯盡憂感之意。從文雄良香等之議。是日。諸衛戒嚴。警夜巡晝。倍於常儀。

- 45 元慶元年（877）二月・十四日丙辰。先是无品平子内親王薨。内親王者太上天皇之姑也。是日。詔曰。天子絕傍蕃。但未審太上天皇應絕以不。宜令博士等權議之。於是。從五位上行博士兼越中守善淵朝臣永貞。從五位下行助教船連副使麻呂。從五位下善淵朝臣廣岑。從五位下行直講小野朝臣當岑。外從五位下美努連清名等奏議曰。礼記中庸云。期之喪達乎大夫。三年之喪達乎天子。

父母之喪。無貴賤一也。期之喪達於大夫者。謂傍親所降在大功者也。其正統之期。天子諸侯猶不降也。大夫所降。天子諸侯絕之不爲服也。正義云。朞之喪達于大夫者。欲見大夫之尊猶有朞喪。謂傍親所降。在大功者。得爲朞喪。歸着大功之服。故云達于大夫。若天子諸侯傍朞之喪。則爲不服也。三年之喪達于天子者。謂正統三年之喪。父母及適子并妻也。達于天子者。言天子皆服之。不云父母。言三年者。苞適子也。天子爲后其服朞以三年苞之者。以后卒必三年。然後娶。所以達子之志。故通在三年中。今據檢此文。天子絕傍期。礼制明白也。又堯舜禹三聖。皆揖讓之君也。經籍之中。无貶尊號。太上天皇重不降。然則可絕傍期。不違礼意。

- 46 同十二月・十六日壬午。以禅院寺爲元興寺別院。禅院寺者、遣唐留学僧道照、還此之後、壬戌年三月創建本元興寺東南隅。和銅四年八月移建平城京也。道照法師本願記曰。真身舍利、一切經論、安置一処、流通万代、以爲一切衆生所爲之処焉。』「十六日午。」右京人從五位下行山城權守船連副使麻呂、内藏權少充正七位上津宿祢輔主、主殿充大初位下葛井連直臣等三人、賜姓菅野朝臣。其先、百濟国人也。

船連福雄

- : 47 元慶五年(881)四月・廿八日乙巳。式部省奏郡司擬文。先是、去年四月八日、大膳史生矢田部氏永、奸私作諸司収文、偷取淡路国塩代米五十斛余。自此奸作備前讃岐等未収文之事發露。出納諸司坐此事、下獄者聚。自十二月四日大赦天下、皆得出獄。少監物從六位下藤原朝臣安養、今年二月十五日左遷備後權掾、民部大録正六位上国瀬十一也、同日左遷安芸權掾、主計大充正六位上水宿祢康宗、三月八日左遷越中權掾、中務少録從七位下大石林繼也、同日左遷豊後大目、中務史生從八位下坂本臣勝守、爲下総史生、民部史生大初位下船連福男爲紀伊史生、大初位下珍努縣主三津雄爲參河史生、主計史生從八位下置始連繩繼爲隱岐史生、從六位下膳臣常道爲伊豆史生、皆是同坐左降。大膳史生正八位下矢田部氏永、赦前死於獄中。彼月不書。故追記之。

以上、『日本書紀』・『続日本紀』・『日本後紀』・『日本三代実録』に、欽明十四年(553)の王辰爾から元慶五年(881)の船連福雄の記述に至るまで延べ328年にわたって47箇所に26人の個人名を連ねる氏族が船史なのである。この時代に名を立てた系脈のひとつと言つて差し支えはあるまい。そこには授位・任官・賜姓等のみの平明な記録(15・16・17・18・19・20・25・26・27・28・30・31・32・33・34・35・38)も見られる一方、残りの30

箇所にはかなりの字数を割いた独自の記事や、気に留めずにはおけないいくつかのエピソードが残されており、ただならぬ存在感が感じられるのである。これらをひとつひとつ精査し、いろいろと対比していくことが今後本考察を進めていく上での道筋になろう。

船史については、「船連姓者が残した足跡についての考察」（『札幌大学総合論叢』第15号）と「船連夫子と3人の延慶」（同第27号）で、辰爾（1・3）・恵尺（8・9）・夫子（21）・道照（9・46）等に触れ、藤原氏や鑑真・行基といった歴史的存在との関係について少しばかり考えてみたのみである。彼らの血脈が残した大きな存在感を目に見えるものに転化していくためには、この「船史をめぐる考察」はいまだ端緒についたばかりということになる。